

上通商店街環境維持憲章

上通商栄会

上通商店街環境維持憲章

(目的)

第1条 本憲章は、上通商店街地域の環境維持及び管理について必要な事項を定め、当商店街地域の安心・安全な街づくりと健全な発展・繁栄に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本憲章の対象は、上通商店街（上通一番街商店街振興組合、上通1・2丁目商店街振興組合、上通町三・四丁目商店街振興組合、上通五丁目商店街振興組合）の歩道（舗道）上及び車道上をいう。

(規則の遵守)

第3条 上通商店街に構えている店及び事務所は、当商店街地域の使用及び各種活動において、本憲章を遵守する義務を負うものとする。

(運営)

第4条 本憲章の運営は、上通商栄会理事会をもってこれにあたる。

(禁止事項)

第5条 当商店街地域においては、下記事項を禁止する。

- (1) アーケード内における関係官公庁が定めた規制時間以外の車両等の乗り入れ、駐停車、荷物等の配送・放置
- (2) 関係官公庁及び上通商栄会の許可のない販売、呼び込み、客引き、チラシや物品等配布、音楽等による広報活動、寄付・募金行為、署名運動等
- (3) 拡声器や音響設備の使用、アーケード内における飛散物（風船等）及びティッシュ配布
- (4) 店内音楽・放送等の店外向け放送
- (5) 近隣に迷惑となる臭い
- (6) 歩道及びアーケード街支柱を結ぶ線からはみ出した立看板
- (7) アーケード及び付帯設備への看板、照明等の取付、アーケード上への個人建物からの雨水、汚水等の排水設備の取付及びアーケード支柱等への立て看板等の紐等による縛着、貼り紙等
- (8) 歩道及びアーケード舗道での自転車乗り入れ、歩きタバコ、ゴミのポイ捨て

(道路使用)

第6条 各店舗の広報活動については、前もって事務局に許可申請を提出し、会長の同意書の元で行うものとする。音楽等音を発する広報活動においては、事前に近隣の店に告知して行うこととする。なお、活動は、自店舗前に限定し、舗道（歩道）の通行を妨げないように配慮（店舗前1～2mの範囲で行動）しなければならない。

舗道（歩道）における広報活動及び工事等に伴う道路使用を行う場合は、事前に上通商栄会事務局に申し出て、同意書を取得し、それをもって熊本北警察署所轄課に申請しなければならない。

（看板設置）

第7条 各店舗の看板設置については、工事着工3週間前までに上通商栄会事務局に申し出てその承認を得るものとする。その細部は、「上通商店街屋外広告物掲出内規」による。

その後、市役所所轄課に届け出るものとする。

（舗道等工事）

第8条 店舗等の増改築のため、アーケード及び付帯設備及び舗道を改築等の必要がある時は、事前に、上通商栄会事務局に申し出て、その承認を得るものとする。

この場合、自己の責任において、上通商栄会が示す業者、要領等により、原型に復旧し、理事会の検査を受けるものとする。

（アーケード舗道使用）

第9条 商店街事業関係以外のイベント等により、アーケード舗道を使用する場合は、「アーケード維持管理協力金徴収規程」に基づく協力金を支払うものとする。

（違反者に対する処置）

第10条 前条禁止事項に違反する者に対しては、話し合いを基本とするも悪質な者に対しては、関係法規に基づき、関係官公庁と協議の上、しかるべき処置を行う。

（街内清掃）

第11条 自店舗前清掃については、毎朝自店舗前正面を道路中央部まで、清掃するものとする。この際、特に舗道については、上通商栄会事務局から示された要領により行うものとする。なお、毎週土曜日は、「一斉清掃日」として、充分に行うものとする。

附 則

1 本憲章は、平成20年4月1日から施行する。